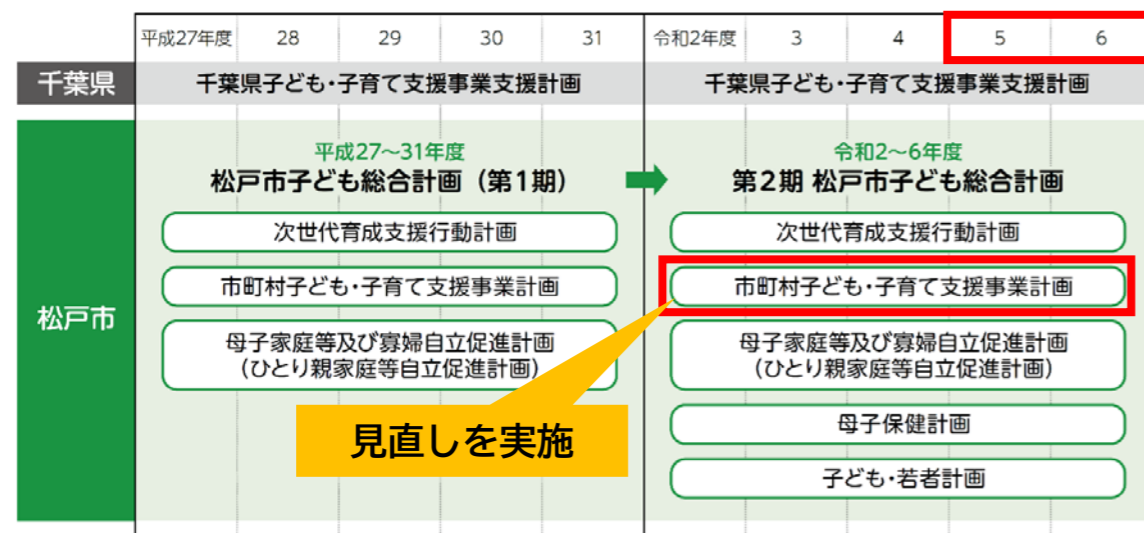


1 見直しの背景・概要

- (1) 子ども・子育て支援法（平成24年8月22日法律第65号）
 - 市町村は、5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を策定し、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」の「量の見込み」、「提供体制の確保の内容及びその実施時期（以下「確保方策」という。）」を定める。[第61条]
- (2) 第2期松戸市子ども総合計画（令和2年3月策定）
 - 本市では、市町村子ども・子育て支援事業計画その他の関連計画を一体化（図1参照）し、令和2年3月に、計画期間を令和2～6年度とする、第2期松戸市子ども総合計画を策定
 - 令和4年度は、計画期間の中間年にあたることから、下記（3）の基本指針に従い、「教育・保育」及び「地域子ども・子育て支援事業」における、令和2年度から令和4年度までの実績を踏まえ、「量の見込み」と「確保方策」等を検証し、令和5年度及び令和6年度の計画値の見直しを行う。
- (3) 教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の整備並びに子ども・子育て支援給付及び地域子ども・子育て支援事業の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成26年内閣府告示第159号）
 - 教育・保育給付認定を受けた保護者の認定区分ごとの人数が、認定区分に係る「量の見込み」と大きく乖離している場合、又は地域子ども・子育て支援事業の利用状況や利用希望が、「量の見込み」と大きく乖離している場合には、適切な基盤整備を行うため、計画の見直しが必要となる。このため、市町村は、教育・保育給付認定の状況を踏まえ、計画期間の中間年を目安として、必要な場合には、市町村子ども・子育て支援事業計画の見直しを行うこと。[第三 子ども・子育て支援事業計画の作成に関する事項 六 その他 3 子ども・子育て支援事業計画の達成状況の点検及び評価]

図1 松戸市子ども総合計画の構成と計画期間



2 見直しの考え方

- (1) 「第二期市町村子ども・子育て支援事業計画等に関する中間年の見直しのための考え方について」（令和4年3月18日付け内閣府事務連絡）
 - ① 教育・保育
 - 市町村子ども子育て支援事業計画で設定した提供区域ごとに、教育・保育給付認定区分ごとの子どもの令和3年4月1日時点における「実績値」を「量の見込み」（必要利用定員総数）と比較し、10%以上の乖離がある場合（※）は、原則として見直しが必要と判断し、要因分析及びそれに基づく見直し作業を行うこととする。
 - ※ 実績値/量の見込み ≤ 90% 又は 実績値/量の見込み ≥ 110%
 - 乖離の要因が、新型コロナウイルス感染症の影響等による一時的なものであるかについて分析する必要がある。
 - ② 地域子ども・子育て支援事業
 - 教育・保育の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更に併せて、必要に応じ、地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」の見直し及び提供体制の確保の内容の変更を行うこととする。

3 各事業の「量の見込み」及び「確保方策」の実績

- (1) 教育・保育
 - 令和3年度までの実績については、表1（⇒2ページ）参照
（地域別の結果については、資料1-2の2～5ページに掲載）

出生数の減少や新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年度の利用者数は、全ての認定区分で当初の見込みを下回り、特に3号認定では、1～2歳が16.0%、0歳が26.2%下回っている状況

- (2) 地域子ども・子育て支援事業
 - 令和3年度までの実績値については、表2（⇒2ページ）参照
（地域別の結果については、資料1-2の6～18ページに掲載）

教育・保育と同様、新型コロナウイルス感染症の影響を受けており、特に延長保育事業、放課後児童健全育成事業、病児保育事業等の利用者数については、当初の見込みから大きく乖離

表1 教育・保育における量の見込みと確保方策

認定区分	量の見込み・確保方策	令和2年度		3年度		4年度	5年度	6年度
		計画	実績	計画	実績	計画	計画	計画
(1) 1号認定 3～5歳	① 量の見込み	5,172	4,576	4,505	4,389	3,759	3,206	2,548
	乖離率(実績/計画-1)	▲11.5%		▲2.6%		-	-	-
	② 確保方策	8,662	8,030	8,390	8,238	8,188	7,857	7,530
	特定教育・保育施設	300	295	300	305	300	300	300
	新制度未移行幼稚園	8,362	7,735	8,090	7,933	7,888	7,557	7,230
③ 需給状況(②-①)	3,490	3,454	3,885	3,849	4,429	4,651	4,982	
④ 利用率(①/対象児童数)	44.7%	39.4%	39.4%	38.6%	33.5%	28.9%	23.2%	
(2) 2号認定 3～5歳	① 量の見込み	5,689	5,744	6,200	5,807	6,759	7,373	8,044
	教育利用希望の強い2号	637	989	729	1,092	815	917	1,014
	その他	5,052	4,755	5,471	4,715	5,944	6,456	7,030
	乖離率(実績/計画-1)	1.0%		▲6.3%		-	-	-
	② 確保方策	5,822	6,302	6,329	6,661	6,869	7,621	8,139
幼稚園の預かり保育	803	1,427	1,075	1,473	1,277	1,608	1,935	
特定教育・保育施設	4,432	4,468	4,666	4,555	5,002	5,422	5,612	
市の独自対策	355	210	356	253	358	359	360	
施設等利用給付	232	197	232	380	232	232	232	
③ 需給状況(②-①)	133	558	129	854	110	248	95	
④ 利用率(①/対象児童数)	49.1%	49.5%	54.2%	51.1%	60.3%	66.4%	73.3%	
(3) 3号認定 1～2歳	① 量の見込み	3,911	3,638	4,281	3,596	4,688	5,133	5,624
	乖離率(実績/計画-1)	▲7.0%		▲16.0%		-	-	-
	② 確保方策	4,014	4,280	4,384	4,143	4,835	5,225	5,642
	特定教育・保育施設	2,161	2,176	2,187	2,203	2,205	2,205	2,208
	地域型保育事業	1,089	1,195	1,432	1,484	1,865	2,255	2,669
市の独自対策	173	395	174	237	174	174	174	
市助成対象施設	31	25	168	25	430	544	591	
施設等利用給付	560	489	423	194	161	47	0	
③ 需給状況(②-①)	103	642	103	547	147	92	18	
④ 利用率(①/対象児童数)	52.4%	48.5%	58.3%	50.3%	63.5%	69.3%	75.5%	
(4) 3号認定 0歳	① 量の見込み	682	666	766	565	863	973	1,098
	乖離率(実績/計画-1)	▲2.3%		▲26.2%		-	-	-
	② 確保方策	866	886	1,008	885	1,051	1,117	1,159
	特定教育・保育施設	630	639	640	631	641	641	641
	地域型保育事業	167	182	299	227	341	407	449
市の独自対策	51	48	51	10	51	51	51	
市助成対象施設	6	3	8	3	12	14	18	
施設等利用給付	12	14	10	14	6	4	0	
③ 需給状況(②-①)	184	220	242	320	188	144	61	
④ 利用率(①/対象児童数)	19.1%	19.1%	21.5%	17.3%	24.0%	26.9%	30.2%	

表2 地域子ども・子育て支援事業における量の見込みと確保方策

事業名	単位	量の見込み・確保方策	令和2年度		3年度		4年度	5年度	6年度
			計画	実績	計画	実績	計画	計画	計画
(1) 利用者支援事業	実施か所数	量の見込み	32	31	33	31	33	33	33
		確保方策	32	31	33	31	33	33	33
(2) 延長保育事業	利用人数 人/日	量の見込み	4,516	3,882	4,741	2,780	4,978	5,226	5,487
		確保方策	4,516	3,882	4,741	2,780	4,978	5,226	5,487
		(か所数)	(154)	(126)	(181)	(124)	(208)	(235)	(260)
(3) 放課後児童健全育成事業	利用人数 人/日	量の見込み	7,187	6,309	8,241	6,879	9,386	9,898	11,204
		放課後児童クラブ	5,070	4,575	5,549	4,279	6,041	6,531	7,556
		放課後KIDSルーム	2,117	1,734	2,692	2,600	3,345	3,367	3,648
		確保方策	7,187	6,309	8,241	6,879	9,386	9,898	11,204
		放課後児童クラブ	5,070	4,575	5,549	4,279	6,041	6,531	7,556
		(か所数)	(45)	(45)	(45)	(45)	(45)	(45)	(45)
(4) 子育て支援短期事業	利用人数 人/年	量の見込み	732	967	767	896	804	839	876
		確保方策	989	967	989	896	989	989	989
		(か所数)	(45)	(45)	(45)	(45)	(45)	(45)	(45)
(5) 乳児家庭全戸訪問事業	訪問人数 人/年	量の見込み	3,567	3,300	3,570	3,281	3,589	3,613	3,637
		確保方策	3,567	3,362	3,570	3,357	3,589	3,613	3,637
(6) 養育支援訪問事業	訪問件数 件/年	量の見込み	35	23	35	20	35	35	35
		確保方策	35	23	35	20	35	35	35
(7) 地域子育て支援拠点事業	利用人数 人/年	量の見込み	123,569	76,935	124,907	123,911	126,781	129,123	131,554
		確保方策	123,569	76,935	124,907	123,911	126,781	129,123	131,554
(8) 一時預かり事業	利用人数 人/年	量の見込み							
		幼稚園	169,241	96,029	192,641	179,927	216,041	239,441	262,841
		ほっとる一む等	6,600	4,307	6,940	6,119	7,303	7,691	8,082
		保育所(園)	12,581	9,141	12,204	5,438	11,837	11,482	11,138
		確保方策	169,241	96,029	192,641	179,927	216,041	239,441	262,841
(9) 病児保育事業	利用人数 人/年	量の見込み	2,648	945	2,723	2,123	2,800	2,883	2,967
		病児・病後児対応型	1,448	238	1,523	459	1,600	1,683	1,767
		体調不良児対応型	1,200	707	1,200	1,664	1,200	1,200	1,200
		確保方策	6,888	6,840	6,888	7,762	6,888	6,888	6,888
		病児・病後児対応型	5,688	5,640	5,688	6,562	5,688	5,688	5,688
(10) 子育て支援活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター)	利用人数 人/年	量の見込み	6,463	2,952	6,745	3,740	7,047	7,365	7,690
		確保方策	6,463	2,952	6,745	3,740	7,047	7,365	7,690
(11) 妊婦健康診査事業	利用人数 人/年	量の見込み	3,750	3,474	3,753	3,201	3,773	3,798	3,823
		確保方策	3,750	3,474	3,753	3,201	3,773	3,798	3,823
(12) 実費徴収に係る補足給付 を行う事業	申請者に対する支給 人/年	-	461	-	406	-	-	-	
(13) 多様な主体の参入促進事業	利用支援コンシェルジュによる巡回 回/年	-	305	-	313	-	-	-	

4 見直しの方法

(1) 推計人口の見直し (⇒図2 参照)

- 現計画の「量の見込み」は、平成27～31年の人口を基に算出した推計人口と、各事業の利用実績や、平成30年度に実施したアンケート調査に基づく潜在的な利用意向等を踏まえて算出
- 令和4年度時点で、0歳人口の実績値が当初の推計値から-10.4%、1～2歳人口が-7.7%乖離しているため、直近の人口動向を基に、当初推計と同様、コーホート要因法(※)による再推計を実施
 - ※ 年齢別人口の加齢にともなう生ずる年々の変化をその要因(死亡、出生、および人口移動)ごとに計算して将来の人口を求める方法
- 再推計の結果、令和5年度以降についても、当初推計値との乖離幅は拡大することが見込まれるため、再推計値の動向を踏まえた上で、教育・保育等の「量の見込み」の見直しを行う。

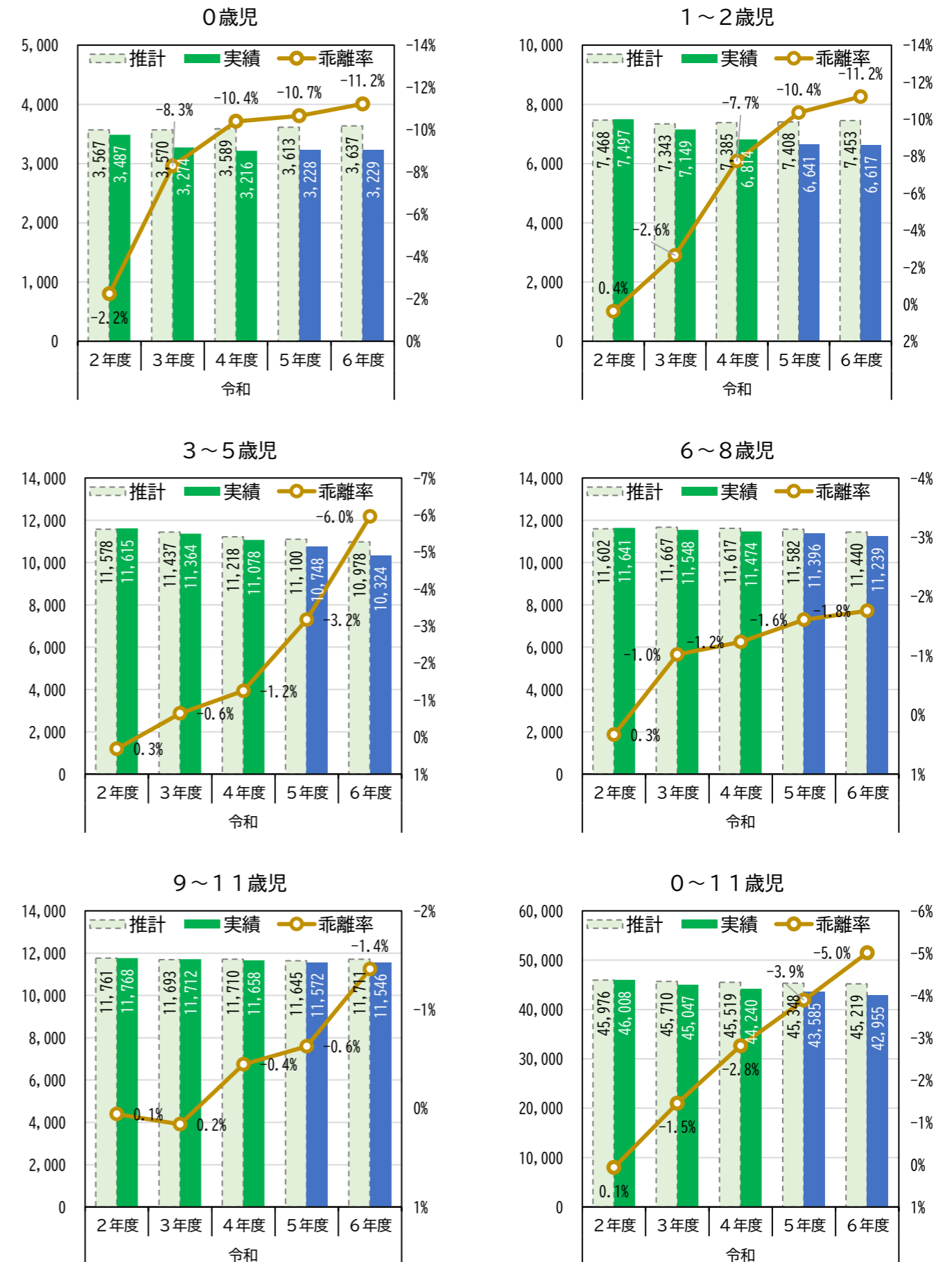
(2) アンケート調査の実施 (令和4年7月1日～)

- 教育・保育の「量の見込み」の計画値と実績値の乖離幅は、人口の推計値と実績値の乖離幅よりも大きいことから、乖離の要因としては、人口動態だけでなく、新型コロナウイルス感染症の影響も想定される。
 - ① 短期的要因 (⇒ニーズへの影響は一時的)
 - ：ウィズコロナの生活様式が定着すれば、ニーズへの影響は収束
 - ✓ 新型コロナウイルス感染症の流行により、就労できなかった。
 - ✓ 保育園等の休園や登園自粛により、育児休業を延長した。等
 - ② 長期的要因 (⇒ニーズへの影響が長期間継続)
 - ✓ 在宅勤務(テレワーク)の普及により、仕事と子育ての両立が可能になり、子ども・子育て支援施設を利用する必要がなくなった。等
- 「量の見込み」の見直しにあたっては、こうした影響を把握・整理するため、未就学児の保護者を対象に、アンケート調査を実施(⇒表3参照)

表3 アンケート調査の概要

対象者	未就学児(0～5歳)の保護者		
調査方法	住民基本台帳から対象者を無作為抽出。対象者に調査票を郵送し回収		
調査票	資料1-3 参照	配布数	1,000票
調査内容	・ 教育・保育等に関するニーズ ・ 子ども・保護者の生活実態 ・ 新型コロナウイルス感染症流行の影響 等		

図2 0～11歳人口の推移 (■：再推計値)



5 見直しの方向性（教育・保育）

(1) 1号認定（3～5歳）		
対象	満3歳以上で、保育の必要性がなく、幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）を希望する方。計画値及び実績値には、子ども・子育て支援新制度に移行していない県の私学助成を受ける私立幼稚園（以下「新制度未移行幼稚園」という。）を含む。	
利用施設・事業	幼稚園、認定こども園（幼稚園部分）	
現状	新型コロナウイルス感染症の影響（休園、登園自粛等）で、令和2年度は見込みと実績の乖離が大きいが、令和3年度は見込みに近い水準となっている。	
見直しの方向性	見直しの有無	なし
	利用者数は、今後も当初の見込みに近い水準で推移すると想定されるため、当初の見込みを踏襲する。	

(2) 2号認定（3～5歳）		
対象	満3歳以上で、就労等保育の必要な事由に該当し、保育所（園）、認定こども園（保育所部分）等を希望する方	
利用施設・事業	保育所（園）、認定こども園（保育所部分）、幼稚園+預かり保育	
現状	見込みと実績に大きな乖離はありません。	
見直しの方向性	見直しの有無	なし
	利用者数は、今後も当初の見込みに近い水準で推移すると想定されるため、当初の見込みを踏襲する。	

(3) 3号認定（1～2歳）		
対象	1～2歳で、就労等保育の必要な事由に該当し、保育所（園）等での教育・保育を希望する方	
利用施設・事業	保育所（園）、認定こども園（保育所部分）、小規模保育施設	
現状	令和3年度には見込みを大きく下回る実績となっている。	
見直しの方向性	見直しの有無	あり
	1～2歳人口は、今後も当初の推計を下回り、乖離も大きくなると予想されるため、当初の推計を下方修正する必要がある。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式（働き方や育休の取得状況等）の変化も考慮する必要がある。	

(4) 3号認定（0歳）		
対象	0歳で、就労等保育の必要な事由に該当し、保育園等を希望する方	
利用施設・事業	保育園、認定こども園（保育所部分）、小規模保育施設	
現状	令和3年度時点で、利用人数は見込みを大きく下回る実績となっている。	
見直しの方向性	見直しの有無	あり
	0歳人口は、今後も当初の推計を下回り、乖離も大きくなると予想されるため、当初の推計を下方修正する必要がある。一方で、新型コロナウイルス感染症の影響による生活様式（働き方や育休の取得状況等）の変化も考慮する必要がある。	

6 見直しの方向性（地域子ども・子育て支援事業）

(1) 利用者支援事業		
事業概要	<ul style="list-style-type: none"> ●基本型（子育てコーディネーター）：おやこDE広場・子育て支援センターに市認定の子育てコーディネーターを配置し、さまざまな悩みや相談を受け、地域の子育て支援施設や専門機関につなぐ支援する。 ●特定型（利用支援コンシェルジュ）：市役所保育課に利用支援コンシェルジュを配置し、多様な保育ニーズを持つ保護者に対し、相談に応じた確な施設等の利用案内を行う。 ●母子保健型（親子すこやかセンター）：親子すこやかセンターに、保健師・助産師・社会福祉士を配置し、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する。 	
対象	0～5歳	
現状	子育てコーディネーター等の配置は、概ね計画通りに進んでいる。	
見直しの方向性	見直しの有無	なし
	配置予定に変更はないため、当初の見込みを踏襲する。	

(2) 延長保育事業		
事業概要	保育認定を受けた児童について、通常の利用時間帯以外の時間において、保育所等で引き続き保育を行う。	
対象	0～5歳	
現状	新型コロナウイルス感染症の影響（休園、登園自粛等）により、見込みと実績の乖離が大きくなっている。	
見直しの方向性	見直しの有無	あり
	利用者数は徐々に回復する可能性もあるが、当初の見込みを下方修正する必要がある。	

(3) 放課後児童健全育成事業		
事業概要	保護者が就労等により日中家庭にいない小学生に、放課後等に適切な遊び及び生活の場を提供し、児童の健全な育成を図る。	
対象	小学1～6年生	
現状	放課後児童クラブは、新型コロナウイルス感染症の影響で、利用自粛や在宅勤務の定着等により、利用者の見込みと実績の乖離が大きくなっている。一方で、放課後KIDSルームは実施校の増加に伴い利用者が増加し、当初の見込みに近い水準となっている。	
見直しの方向性	見直しの有無	あり
	放課後児童クラブの利用者数は、徐々に回復するものと想定されるが、当初の見込みを下方修正する必要がある。	

(4) 子育て短期支援事業		
事業概要	保護者が出産や病気等の理由により、一時的に子どもの養育が出来なくなった場合に預けることができる。(夜間・休日養護もあり)	
対象	1歳～18歳に達するまで	
現状	令和3年度の見込みと実績に乖離が生じているが、令和2年度と比較して減少傾向にある。	
見直しの方向性	見直しの有無	なし
	利用希望区分によって利用実績が変動しやすく、今後の見通しが難しいが、需要に対して必要数が確保できていることから、当初の見込みを踏襲する。	

(5) 乳児家庭全戸訪問事業		
事業概要	生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭に保健師・助産師が訪問し、育児等の相談や、子育て支援の情報提供を行う。	
対象	生後4か月までの乳児	
現状	対象となる家庭はほぼ全て訪問。出産後の里帰りや異動により、生後4か月までに訪問できなかった家庭についても、移動先の自治体に対応を依頼している。	
見直しの方向性	見直しの有無	あり
	人口推計と連動して見込み量を算出しているため、人口推計の見直しに応じて、見直しを行う。	

(6) 養育支援訪問事業		
事業概要	育児支援や家事援助等が必要でありながら、積極的に自ら支援を求めていくことが困難な状況にある家庭に対して、訪問による支援を行う。	
対象	支援を特に必要とする妊婦及び家庭	
現状	支援が必要な家庭は全て訪問。令和4年度より就学後の子どもがいる家庭も対象とした。	
見直しの方向性	見直しの有無	なし
	現状、支援が必要な家庭については全て対応できているため、特段見直しは行わない。	

(7) 地域子育て支援拠点事業		
事業概要	乳幼児と保護者が気軽に集い、友達づくり・情報交換等に利用できる室内の広場です。また、育児相談や子育て講座等も行っている。	
対象	0～5歳	
現状	新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年度は見込みと実績の乖離が大きかったが、令和3年度には見込みに近い水準まで回復している。	
見直しの方向性	見直しの有無	あり
	常盤平地区において拠点整備が進んだことから、今後は利用者数の増加が見込まれるため、当初の見込みを上方修正する必要がある。	

(8) 一時預かり事業 ①幼稚園の預かり保育		
事業概要	通常の教育時間終了後、幼稚園において希望する在園児を預かり、幼児の心身の健全な発達を図り、保護者の子育てを支援する。	
対象	3～5歳	
現状	新型コロナウイルス感染症の影響（休園、登園自粛等）により、令和2年度は見込みと実績の乖離が大きかったが、令和3年度には見込みに近い水準まで回復している。	
見直しの方向性	見直しの有無	検討中
	幼稚園及び預かり保育利用者の今後の動向に応じて見直しを検討する。	

(8) 一時預かり事業 ②その他		
事業概要	就労形態の多様化や保護者の急な病気やケガ、育児に対する心理的・肉体的負担の軽減等を図るため、保育所（園）やほっとる一む等で、一時的に子どもを預かる。	
対象	0～5歳	
現状	新型コロナウイルス感染症の影響により、保育園の一時預かりで、見込みと実績の乖離が大きくなっている。また、松戸地区及び小金地区のほっとる一むの整備計画がある。	
見直しの方向性	見直しの有無	あり
	利用者数は徐々に回復するものと想定されるが、当初の見込みを下方修正する必要がある。松戸地区及び小金地区のほっとる一むについては、時期は未定だが整備予定に変わりはないので、当初の確保方を踏襲する。	

(9) 病児保育事業		
事業概要	病気治療中で当面症状の急変が認められない状態又は病気の回復期で、集団保育や家庭での保育が困難な児童の保育を一時的に行う。	
対象	0歳～小学6年生	
現状	新型コロナウイルス感染症の影響から、感染が疑われる児童の受入れを控えたことや、利用自粛・在宅勤務の定着等により、病児・病後児対応型については、見込みと実績の乖離が大きくなっている。	
見直しの方向性	見直しの有無	あり
	利用者数は徐々に回復するものと想定されるが、当初の推計を下方修正する必要がある。今後の新型コロナウイルス感染者、濃厚接触者への対応方法にもよるが、他の事業よりも回復が遅れることが見込まれるため、見直しの際にはこうした点も踏まえる必要がある。	

(10) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）		
事業概要	地域の中で育児の援助を行いたい人（提供会員）と育児の援助を受けたい人（利用会員）が会員となり、保育所等の送り迎えや放課後児童クラブの帰宅後の預かり等、育児についての助け合いを行う互助活動	
対象	0歳～小学6年生	
現状	新型コロナウイルス感染症の影響から、利用自粛・在宅勤務の定着等により、見込みと実績の乖離が大きくなっている。	
見直しの方向性	見直しの有無	あり
	利用者数は徐々に回復するものと想定されるが、当初の見込みを下方修正する必要がある。	

(11) 妊婦健康診査事業		
事業概要	母子健康手帳の別冊の受診票により、妊娠中に14回、県内外の医療機関での健診費用の助成が受けられる。	
対象	全妊婦	
現状	出生数の減少に伴い、見込みと実績の乖離が大きくなっている。	
見直しの方向性	見直しの有無	あり
	人口推計と連動して見込み量を算出しているため、人口推計の見直しに応じて、見直しを行う。	

(12) 実費徴収にかかる補足給付を行う事業		
事業概要	保育所（園）・認定こども園等において実費徴収を行うことができるとされている「食事の提供に要する費用」及び「日用品、文房具等の購入に要する費用等」について、低所得世帯等を対象に費用の一部を補助する。 幼稚園については、一定の条件を満たした子の給食費において、副食費の一部を免除する。	
現状	申請者に対して支給	
見直しの方向性	見直しの有無	なし
	特段見直しは不要	

(13) 多様な主体の参入促進事業		
事業概要	多様な事業者の能力を活用するため、新規参入施設等の事業者への支援を行うとともに、特別な支援が必要な子どもを認定こども園で受け入れるための職員の加配に要する費用を助成する。	
現状	利用者支援コンシェルジュによる巡回	
見直しの方向性	見直しの有無	なし
	特段見直しは不要	

7 見直しのスケジュール

時 期	内 容
令和4年 7月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども・子育て会議（第1回） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 見直しの方法・方針等の審議
8～10月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 事業計画の見直し（素案）の作成 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 子ども・子育て会議（第1回）意見の整理・反映 ➢ アンケートの集計・分析結果の確認 ➢ 各事業の令和4年度動向の把握 ➢ 各事業の「量の見込み」、「確保方策」の補正
11月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども・子育て会議（第2回） <ul style="list-style-type: none"> ➢ アンケート結果の報告 ➢ 事業計画見直し（素案）の審議 ■ 事業計画の見直し（案）の作成 <ul style="list-style-type: none"> ➢ 子ども・子育て会議（第2回）意見の整理・反映
12月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 議会（健康福祉常任委員会等） <ul style="list-style-type: none"> ➢ 事業計画の見直し（案）及びパブリックコメント実施について説明
令和5年 1月	<ul style="list-style-type: none"> ■ パブリックコメントの実施
2～3月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 子ども・子育て会議（第3回）及び議会（健康福祉常任委員会等） <ul style="list-style-type: none"> ➢ パブリックコメント結果を報告
4月	<ul style="list-style-type: none"> ■ 見直し後の事業計画施行